

速記録

第2回土器川流域住民の意見を聴く会

日 時 平成22年2月9日(水)

午後 6時59分 開会

午後 8時54分 閉会

場 所 丸亀市民会館 2階中ホール

〔午後 6時59分 開会〕

1. 開会

司会

お待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより第2回土器川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。

なお、21時までの2時間の予定でございます。

私は本日の司会進行を務めます国土交通省香川河川国道事務所事務担当副所長の斎藤でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先だちまして配布資料の確認をさせていただきます。受付でお渡しいたしました資料をごらんください。

「第2回 土器川流域住民の意見を聴く会議事次第」が1枚ございます。「『土器川流域住民の意見を聴く会』参加者の皆様へ開催にあたってのお願い」1枚ものがございます。

資料 - 1 といたしまして、「土器川水系河川整備基本方針」、資料 - 2 「土器川水系河川整備計画【素案】（案）」に関する説明資料、資料 - 3 「土器川水系河川整備計画に係る意見に対する四国地方整備局の考え方について」、資料 - 4 土器川水系河川整備計画【素案】（案）」、資料 - 5 「意見記入用紙」。

配布資料は以上でございます。不足がございましたら、お近くの事務局までお申しつけくださいますようお願いいたします。

次に、参加者の皆様へお願いを申し上げます。お手元の配布資料の開催にあたってのお願いをごらんください。

参加者の皆様は、本会議の中で「土器川水系河川整備計画素案【素案】（案）」に関する意見を述べることができます。ご意見を表明される際は、お名前と市・町までの住所を述べられた上でお願いします。

なお、匿名希望の場合は、その旨を述べられた上で意見表明をしていただくことも可能です。

また、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。会議時間の都合上、表明できなかったご意見につきましては、お手元の配布資料にあります「意見記入用紙」にご記入の上、会場受付に設置しております意見回収箱に投函していただくようになっております。

本日いただきましたご意見、ご質問につきましては、議事録を作成しまして後日お名前

を除いた形でホームページやニュースレターなどで公表いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

また、会議中は携帯電話をマナーモードに設定していただくか、電源をお切りください。円滑な議事進行のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。初めに、開会に当たりまして国土交通省香川河川国道事務所長の中山よりごあいさつを申し上げます。

2．香川河川国道事務所長挨拶

事務局

皆さん、こんばんは。香川河川国道事務所長の中山でございます。皆様にはお忙しい中を、またお寒い中をご出席いただきましてありがとうございます。

本日は第2回目の住民の皆様から意見を聴く会でございますが、12月に行いました第1回の会議では、土器川の現状における課題と課題に対する対策の比較検討についてご説明申し上げて、さまざまなご意見をいただきました。それから、インターネットを活用したパブリックコメントも実施しまして、さまざまな方々のご意見も伺っております。皆様からいただいたご意見は120件余りに上るのですけれども、これらのいただいたご意見も参考にしまして、整備計画の【素案】（案）を取りまとめました。本日は、この【素案】（案）についてご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

それでは、早速議事を進めてまいります。本日の議事であります議事次第の3、4、5について事務局から説明を行い、最後に質疑応答を行いたいと思います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

3．土器川水系河川整備計画策定の進め方について

4．土器川水系河川河川整備計画に係る意見について

5．土器川水系河川河川整備計画【素案】（案）について

事務局

どうも皆さん、こんばんは。私は事務局の香川河川国道事務所河川担当の副所長しております高井でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第の3番から5番にかけて説明させていただきます。座って説明させていただきます。

議事次第3番の「河川整備計画策定の進め方」でございます。土器川水系においては、平成19年8月に土器川水系河川整備基本方針が策定されまして、これを受けて土器川の河川整備計画に関して学識経験者あるいは流域住民、また関係市町長のさまざまな方々からご意見をいただきながら、土器川水系河川整備計画の検討を進めております。今回、これまでの意見を聴く会等においていただいた様々なご意見を反映しまして、今後30年間程度の具体的な河川整備の内容をお示しします土器川水系河川整備計画【素案】（案）を作成しております。

「計画段階評価について」でございますけれども、前回ご説明しました代替案の比較、評価に当たりまして、第三者委員会あるいは都道府県・政令市等の意見をお聞きしまして対応方針を決定するといった新たな事業評価の仕組みを、この土器川の河川整備計画の策定において試行しました。

続きまして、意見を聴く会の開催の経緯あるいは、本会議の趣旨と目的について説明します。

これまでに土器川の河川整備計画に関する計画段階評価について、多くの皆様からのご意見をいただくために昨年の11月から12月までに「土器川流域学識者会議」、「土器川流域住民の意見を聴く会」、「土器川関係市町長の意見を聴く会」など、合わせて4回開催をしました。

また、これらの会議に参加できない住民の方々のご意見をいただくために、昨年の12月6日から12月31日までの間、インターネットやファクス等によりご意見を募集するパブリックコメントも実施しております。

本日は、これまでにいただいた様々なご意見を反映しまして、今後30年間程度の具体的な河川整備の内容をお示しする土器川水系河川整備計画【素案】（案）を提示し、皆様方からご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、「河川整備計画に係る意見」でございます。

これまで各会議やパブリックコメントより河川整備計画に関する多くの意見をいただいております。学識者会議では66件、住民の意見を聴く会では18件、市町長の意見を聴く会では7件、またパブリックコメントでは33件、合わせて124件もの意見が寄せられております。

これらにつきまして各テーマごとに分類しまして、基本的な対応方針をここに示しております。河川整備計画に関する意見につきましては34件、計画段階評価に関する意見につ

いては9件、土器川全般に関する質問が17件、その他4件でございます。このうち河川整備計画に関する意見につきまして、河川整備計画【素案】（案）に反映をさせております。

次に、意見の要旨でございます。河川整備計画に係る意見につきまして、ここにごきますように、河川整備計画全般についての意見の要旨、それと治水に関する事項の意見の要旨、そして環境に関する意見の要旨、それから管理及び利水に関する意見の要旨を整理してございます。

次に、土器川水系河川整備計画【素案】（案）についてでございます。

まず【素案】（案）の目次（案）でございます。目次（案）につきましては、「1．土器川の概要」、「2．土器川の現状と課題」、「3．河川整備計画の目標に関する事項」、「4．河川整備の実施に関する事項」、「5．今後に向けて」といった構成となっております。

いただきました意見の中で、共通事項の意見として「治水・利水・環境・防災は相互関係しているの、目次は利水・防災が見えやすくなるとバランスがよい計画となると思う」といった意見がございました。これにつきましては、目次の中で利水・環境・防災等で構成されていることがわかるように、【素案】（案）の目次の小項目を具体的な事項で構成しております。

次に、河川整備計画【素案】（案）の説明の流れでございます。

まず最初に、「概要」の説明、続きまして「河川整備の基本理念、対象区間、対象期間」のご説明、3番目に「治水・利水・河川環境」のそれぞれの項目につきまして、「現状と課題、目標、実施内容」について説明をします。最後に、「今後に向けて」について説明をさせていただきます。説明の中で意見を反映した事項につきましては、意見の番号と反映方針もご説明します。

まず最初に、「土器川の概要」でございます。これにつきましては、前回の意見を聴く会の説明の中で説明をしておりますので、今回は細かい部分は省略させていただきたいと思っております。地形でございます。地質の概要でございます。気象概要、流域の人口、土地利用及び産業、交通、以上が土器川の概要でございます。

続きまして、「河川整備の基本理念、整備計画の対象区間、対象期間等」についてでございます。

まず、「河川整備の基本理念」でございます。土器川の現状、特徴及び課題等を踏まえて、以下の3つを基本理念として関係機関や地域住民との情報共有、連携の強化を図

りつつ、治水・環境・利用促進に係る施策を効果的かつ総合的に実施をします。

まず、1点目の「安全で安心できる川づくり」でございますけれども、地域住民の人命と財産を守り、人々が安全で安心して暮らせる地域を早急を実現することを目的とします。流域一体となって、安全で、安心できる川づくりを目指します。

2点目、「流域と一体となった土器川の河川環境の保全」についてです。まず、現状の河川環境を保全します。流域と一体となった河川環境、景観の保全に努めます。

3点目の「人々が憩い・楽しむ・学べる川づくり」でございます。これにつきましても、レクリエーション活動や自然体験活動、環境学習等の場としての機能を高め、人々が憩い、楽しむ、学べる川づくりを目指します。

次に、「整備計画の対象区間」でございます。対象区間につきましては、土器川水系の国管理区間、第一管理区間でございます土器川の河口から上流18.85kmの区間でございます。

次に、「整備計画の対象期間」でございます。これにつきましてはおおむね30年としております。本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、今後の洪水の発生状況、河川整備の推移、進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的な進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとし

ます。共通事項の意見並びに治水、それから環境に関して意見がございます。「超過洪水の発生や大規模地震等に対して、整備計画の見直しの考え方は？」という意見がございます。これにつきましては、本整備計画は現時点の課題や河道状況に基づく計画であり、今後の状況に応じて必要な計画の見直しを行うものとしております。といったことで、【素案】(案)の63ページの案のほうに書かせていただいております。

次に、土器川の「洪水の概要」でございます。

土器川の各所で堤防決壊の記録が残る大正元年9月洪水は、既往最大規模の洪水と推定されております。戦後堤防決壊による浸水実績がないものの、特に平成16年10月洪水が戦後最大規模の約 $1100\text{m}^3/\text{s}$ を基準地点被川橋地点で記録し、上流の堀込河道部でいずれの洪水も溢水氾濫が発生し、近隣住民が避難をしております。

次に、「治水事業の沿革」でございます。土器川水系における本格的な治水事業は、昭和25年から香川県による中小河川改修事業の着手、その後、昭和43年4月に一級水系に指定され、翌年の昭和44年には工事実施基本計画を策定しまして直轄改修事業に着手してお

ります。その後、平成2年に工事实施基本計画を改定しまして、平成19年8月に土器川水系河川整備基本方針を策定しております。

続きまして、「治水対策」でございます。治水対策の項目につきましては、ここに示す4つの項目がございます。各項目ごとに現状と課題、目標、実施の内容についてご説明をします。

まず、1番目の「洪水を安全に流下させるための対応」について。現状と課題でございます。土器川の下流部は、中流部に比べて川幅が狭く、相対的に治水安全度が低い。下流部の堤防は、必要な高さや断面が大きく不足しております。大川頭首工等の一部の河川横断構造物は洪水流下の阻害となっております。直轄管理区間上流部の堀込河道部につきましては、川幅が著しく狭く、樹木が洪水流下の阻害となっており、溢水氾濫が近年も発生しております。

こういった現状と課題に対しまして目標でございます。河川整備計画の目標としまして、戦後最大流量を記録した平成16年10月の台風23号と同規模の洪水を安全に流下させるとともに、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ、基準地点被川橋の下流において $1,250\text{m}^3/\text{s}$ の洪水を安全に流下させることを目標とします。

共通事項の意見としまして、「基本方針対策に向けて、事業の手戻りなく、経済的に効率よく行う必要がある」といった意見が寄せられております。これにつきましては、計画段階評価の中で複数の治水対策案からコストを含めた評価を行い、事業の手戻りのない経済的かつ効果的な対策案を選定しております。

次に、「治水に関する事項で突発的な超過洪水や地震等を踏まえると、この整備計画の目標流量では小さいのではないか」といった意見がございます。これにつきましては、突発的な集中豪雨が頻発する現状を踏まえた高い目標の早期達成は実現性の中の面で困難なため、整備計画区間における超過洪水に対しては、地域との連携の上で防災、減災の取り組みで対応することとしております。ということで、【素案】(案)の63ページのほうで書かせていただいております。

次に、治水の意見です。「下流部の「右岸引堤＋河床掘削案」に賛成するとともに、早期の対策をお願いする」といった意見がございます。これにつきましては、本整備計画の策定後、事業の実施に当たっては、市との連携を図り早期の事業効果発現に努めます。

同じく治水の意見で、「堀込河道部の「右岸拡幅案」に賛成するとともに、早期の対策をお願いする」といった意見がございました。これにつきましても同様に、本整備計画策

定後、事業の実施に当たっては町との連携を図り、上下流バランスに配慮しつつ早期の事業着手に努めますといった方針で考えております。

次に、整備の内容でございます。下流部でございますけれども、飯野箇所の湾曲区間は、右岸堤防の引き堤及び河道掘削を実施し、洪水の流下断面を確保することより、上下流の治水安全度のバランスを図ります。飯野箇所、土器箇所の堤防は、堤防断面の拡幅を実施します。

次に、大川頭首工の改築でございますけれども、これにつきましては施設管理者である香川県に是正の指導・調整を行い、流下断面の不足を解消します。長尾箇所の堤防につきましては、堤防断面の拡幅を実施します。

治水に関する意見で、「大川頭首工改築に関して、県の調整計画や代替案検討経緯の必要性を整備計画に盛り込めないか」といった意見がございます。これにつきましては、治水面での「現状と課題」の明記より是正の必要性を示し、香川県に是正の指導を行い、計画の透明性の確保に努めます。ということで、【素案】（案）の70ページに書かせていただいております。

次に、上流部の堀込河道部でございます。炭所東箇所は洪水流下断面が不足しているため、河道掘削を実施します。

次に、洪水対策の2点目でございます。

「局所的な深掘れ・河岸浸食への対応」につきまして、現状と課題としまして土器川につきましては洪水規模の大小を問わず、河岸浸食や深掘れが全川的に頻発する河道特性を有しております。蓬萊橋の左岸側の堤防堤脚部では、慢性的な深掘れが進行している状況にあります。野津床どめの下流区間は、河床低下が進行し、橋脚周辺の洗掘被災が発生をしました。

こういった現状を踏まえまして、深掘れや河岸浸食など堤防の決壊が発生した場合、想定される氾濫被害は甚大なものとなるため、今後も引き続き局所的な深掘れ、河岸浸食への対応を図る必要があります。

次に目標でございます。本整備計画では水衝部の洗掘の進行など、慢性的な河床低下をしている区間について対策を実施します。

治水の意見としまして、「下流部の「右岸引堤＋河床掘削案」に賛成するとともに、早期の対策をお願いします」という意見がございます。これにつきましては、先ほど説明しましたので省略させていただきます。

次、整備の内容でございます。

土器箇所については、深掘れ発生要因であります湾曲を右岸堤防の引き堤及び低水路拡幅により緩和をさせるとともに、水衝部の根固等による深掘れ防止対策を実施します。長尾箇所は、河道特性や河川環境に配慮し河床安定化対策を実施します。

次に、洪水対策の3点目の「安全性が不足する堤防への対応」についてです。

現状と課題でございます。土器川の堤体の盛り土材料は主に砂礫質土で構成され、基本地盤も主に砂礫質土であるため、一般的に透水性が高く、洪水に漏水やパイピング発生の要因となることがあります。

目標でございます。堤防の安全性が不足する箇所については、危険性の解消に向けた堤防補強等の対策を必要に応じて実施し、堤防の決壊に伴う甚大な浸水被害を防止します。

整備の実施の内容です。堤防の浸透に対する安全性の点検結果を踏まえ、被災の発生状況を注視しつつ、被災履歴及び規模、背後地の社会条件等を考慮し、優先順位をつけて対策を実施します。

次に、洪水対策の4点目の「大規模地震への対応」でございます。

現状と課題です。土器川流域は東南海・南海地震の防災対策推進地域に含まれております。地震動に対する河川管理施設の安全性の点検を実施し、地震後の津波や洪水による浸水被害の発生が想定される施設については、対策を図る必要があります。

目標としまして、地震後の津波や洪水により甚大な被害が予想される河川構造物については、必要な対策を実施します。

整備の実施の内容でございます。東南海・南海地震など最大級の強さを持つ地震動の想定に加え、ある程度の損傷を許容することも考慮しつつ、河川構造物への影響を検討します。地震後の津波や洪水により甚大な被害が予想される河川構造物から順次点検を行い、必要な対策を実施します。

共通事項の意見でございますが、「超過洪水や大規模地震に対して整備計画の見直しの考え方は？」という意見がございます。これにつきましては、想定される最大級の地震動に対する検討を行い、必要に応じて対処します。ということで、【素案】(案)の64ページ、72ページのほうで書かせていただいております。

次に、「維持管理」でございます。

維持管理の項目につきましては、「河川の維持管理」の4項目、そして「危機管理体制の整備」と「災害復旧」というような項目になっております。各項目につきまして現状

と課題、実施内容について説明をいたします。

まず、「治水の維持管理」についてでございます。河川整備の基本理念、目標の達成を目的とし、河川管理施設等を良好な状態に保ち、本来の機能が発揮されるよう適切に実施します。土器川維持管理計画（案）及び土器川維持管理実施計画（案）を作成し、調査・点検を実施しております。また、その点検結果を評価し、サイクル型維持管理を継続しております。今後、地球温暖化に伴う機構変化等により激化する水害等への対応として、被害の最小化を目的とする適応策について、必要に応じて実施します。

共通事項の意見とし、**「地球温暖化に伴う気候変化を踏まえ、ゲリラ豪雨や将来の降雨予測等を収集した検討や計画の見直しはあるのか？」**といった意見がございます。これにつきましては、現在地球温暖化に伴う気候変化による豪雨等に関する検討が全国的に進められており、今後、その結果を踏まえ、必要に応じて対応していきます。

河川の維持管理の中の、「河道の維持管理」で河道及び河道内樹木についての現状と課題でございます。局所的な深掘れ、河岸浸食の対応に加え、河道内樹木の伐開による樹木管理、適切な河道の掘削・整正が河道の維持管理上重要となります。計画規模を上回る洪水、施設能力以上の洪水による氾濫被害の軽減のため、現存する霞堤の適切な維持、保全が必要です。

次に、実施内容でございます。まず、「河道」については、必要に応じて河道の掘削・整正など適切な土砂管理や護岸、根固め等の補修を行います。河床変化の継続的なモニタリングを行い、具体的な管理に向けた検討を行います。計画規模を上回る洪水、施設能力以上の洪水による氾濫被害の軽減のため、現存する霞堤の適切な維持、保全に努めます。

管理に関する意見でございます。「流域全体での土砂移動に関するデータの継続した調査が必要ではないか」といった意見がございます。これにつきましては、河川の維持管理において適正な土砂管理を行います。適切な管理のため、河床変化の継続したモニタリングとともに、具体的な管理に向けた検討を行います。ということで、【素案】（案）の81ページのほうで反映をしております。

次に、「環境」に係る意見でございます。「河床掘削により、平常時に水が流れ流下断面が大きくなるのでよくなるのではないか」と思うという意見がございます。これにつきましては、測量等の定期的なモニタリングにより河道状況を把握し、河道の維持管理に努めます。ということで、【素案】（案）の81ページのほうで反映させております。

次に、「河道内の樹木」についてです。河川巡視や河川縦横断測量など定期的にモニタ

リングを行い、必要に応じて樹木伐開を行います。伐開した樹木はリサイクル方法について検討し、資源の有効活用を図ります。

次に、2点目の「河川管理施設の維持管理（堤防、護岸、施設）」でございます。

まず、現状と課題でございます。堤防・護岸については、河川巡視等を日常的に実施し、異常や損傷箇所の早期発見に努めるとともに、損傷が発見された場合は必要に応じて適切な補修を実施しております。施設についても巡視による損傷や変化及び異常の把握に努めるとともに、施設点検を継続的に実施し、必要に応じて適切な補修等を実施しております。

次、実施内容でございます。平常時や洪水後の巡視・点検により、堤防や護岸の変状等を把握し、必要に応じて適切な補修を実施します。

なお、堤防の変形等の変状の早期発見のため、定期的に堤防除草を実施します。

施設の維持管理のため、点検等を行い、必要に応じて適切な対策等を実施します。施設の操作環境の改善や遠隔あるいは自動操作等への転換を図り、より確実な操作に努めます。

次、3番目の「不法占用、不法行為等の防止と許可工作物の維持管理」についてです。

現状と課題です。土器川の河川区域における土地の占用等は約300件、工作物の新築・更新等の許可は年間約40件ございます。河川区域内における不法占用や不法行為は、洪水流下の支障、河川利用者及び水防活動等の支障となるおそれがあり、今後とも許認可事務を適正に行うとともに、河川巡視等による監視を実施していく必要があります。

実施内容でございます。許認可事務については、河川法等に基づき適正な処理を行います。河川巡視、河川愛護モニター等との情報交換や警察等の関係機関との連携を図り、不法占用及び不法行為の是正・防止に向けた対応を行います。「河川管理施設等構造令」に適合していない既存の許可工作物については、施設管理者への指導を行い適切な対策を行います。

次、「河川美化」でございます。

現状と課題は、土器川河川敷での大型ごみの不法投棄は近年では減少傾向にあるものの、一般ごみ等の不法投棄は後を絶たず、河川、海域環境の悪化と処理コストの増大につながっており、地域住民や関係機関との連携を図るとともに、河川巡視等によりきめ細やかな管理を続けていく必要があります。

実施内容でございます。地域住民や関係機関との連携協働により、さらなる河川美化に努めます。不法投棄されたごみ、土砂等に対しては、河川巡視の強化や関係機関との連携により、撤去・指導等の適切な対策を実施します。

管理に関する意見としまして、「ごみ等の不法投棄の問題があり、行政と地域住民の意見交換の場や住民参加による河川清掃や河川愛護活動の回数をふやしてほしい」といった意見がございました。これにつきましては、土器川では現在、河川愛護モニターや地域の団体等による不法投棄の監視や河川清掃活動など、地域と連携した住民参加型の河川管理を推進しております。今後とも河川管理の強化や河川愛護の普及啓発に努め、地域の意見を踏まえながら、地域と一体となった河川管理を推進していきます。ということで、【素案】（案）の85ページのほうで反映させております。

次に、「危機管理」でございます。危機管理に関する項目は、ここがございます から の10項目ございまして、各項目ごとに現状と課題、実施内容について説明をさせていただきます。

まず、危機管理の現状と課題でございます。計画規模以上の洪水、超過洪水が発生する可能性があり、さらに今後地球温暖化に伴う気候変化による洪水、高潮等の水害リスクの増大が見込まれます。洪水氾濫を防止するための施設整備を着実に進めていくことと並行しまして、超過洪水が発生した場合でも壊滅的な被害を回避するとともに、被害を最小限に抑えるための減災対策の実施に努めていく必要があります。

実施内容です。「 河川情報の収集・提供」でございます。緊急時には組織体制をとり、迅速かつ的確な河川情報収集、周知を行い、洪水予報、水位情報、水防警報の発令、情報連絡を行い、報道機関等を通じた地域住民等への情報提供に努めます。関係機関と連携・調整し、必要に応じて情報の内容や発信方法の改善と拡充に努めます。

「 洪水ハザードマップの活用支援」でございます。各市町の洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討などの取り組みについて必要な支援、協力を行います。

治水に係る意見でございます。「想定される浸水被害状況を示すことで、治水対策の必要性や優先性がわかりやすい。災害に対する防災意識が低い」といった意見がございました。これにつきましては、洪水ハザードマップを周知し、防災教育等とともに防災情報の発信、防災意識のさらなる啓発に努めます。ということで、【素案】（案）の87ページのほうで反映させております。

「 水防団等との連携」でございます。水防団等との連絡体制等の確認、出水期前の重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等により水防体制の充実を図ります。

「 水害防止体制の構築」です。洪水時の的確な行動や被害軽減のため、防災体制や連絡体制の一層の強化を図るとともに、河川情報等さまざまな情報の共有体制の確立に努め

ます。

「地震及び洪水への対応」です。地震や洪水の際には、河川巡視等により堤防等の被災状況を把握し、迅速かつ的確な対応を行うとともに、各市町からの出動要請があれば、災害対策用機械の派遣等を行います。

「水質事故への対応」です。有害物質が河川に流出する水質事故に対しては、迅速な流出拡散防止対策を実施するため、資機材の整備、連絡体制の強化、水質事故対応訓練等により体制の充実を図ります。水質事故防止・予防に向けた住民意識の向上の取り組みを推進します。

「河川防災ステーション等の活用」です。垂水河川防災ステーションや丸亀市水防センターの活用を図っていきます。

「緊急復旧資材の確保」です。垂水河川防災ステーションや堤防側帯等を活用し、水防活動の実施に必要な水防資機材の備蓄を今後とも計画的に整備をします。

「防災教育への支援」です。地域住民や学校、企業等が洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるように、避難訓練や防災マップの作成等の防災教育への必要な支援、協力を行います。

「防災関連施設の整備」です。まず、側帯の整備でございます。一連区間の堤防状況を踏まえ、必要に応じて整備します。光ファイバー網等の整備について、河川情報を迅速かつ効果的に収集するために整備します。さらに、双方向の情報共有を図るため、関係自治体に接続する光ファイバー網を整備します。

共通事項並びに治水に係る質問で、「整備期間中における超過洪水を想定し、整備の優先順位をソフト対策を含めて考えていく必要がある」といった意見がございます。これにつきましては、現在、地域と連携した防災、減災への取り組みや体制強化を図っており、本整備計画では危機管理体制の整備として具体的な項目を明記し、さらなる体制強化を推進していくこととしております。また、新たなソフト対策の整備に当たっては、関係機関との調整等が必要であり、検討経緯の透明性確保に努めます。ということで、【素案】(案)86ページから91ページにかけて反映をしております。

次に、「災害復旧」でございます。実施内容につきましては、増水等により河川管理施設が損壊した場合には速やかに復旧します。特に大規模災害が発生した場合は、備蓄資材を使用し、緊急的な対策を行います。被災状況を迅速に収集するため、専門知識を有する「四国地方防災エキスパート」の協力を得ます。

次に、「利水」です。利水に関する項目は以下に示します「水利用、流況、水質」の3つでございます。各項目ごとに現状と課題、目標、実施内容について説明をします。

まず、「水利用」でございます。

現状と課題です。土器川本川の水利権は農業用水77件、水道用水7件がございます。取水形態は、おおむね大川頭首工上流では堰による表流水の取水、下流部の瀬切れ区間では出水等による伏流水取水です。取水した水は、満濃池などの周辺のため池に一旦貯留しまして、必要なときに補給するといった水利用がございます。複雑な水利用、慣行水利の実態を踏まえ、適正な水利用に向けた関係機関との調整が必要であります。

目標でございます。河川整備基本方針では、瀬切れの発生や独特な取水形態による定量的な取水となっていないことなどから正常流量の設定は、現状では設定が困難としています。

次に、河川整備計画での対応です。今後、河川及び流域における諸調査を踏まえ、流水が伏流している河川の特性と動植物の生息・生育・繁殖に必要な流量との関係を把握するとともに、関係機関と連携し水利用の実態の調査、把握に努めます。

共通事項に関する意見で、「河川整備基本方針に対して河川整備計画は、構想をより具体化する計画づくりしなければならない」といった意見がございます。これにつきましては、正常流量の設定が困難なため、今後、水利用実態等の調査、把握に努めます。ということで、【素案】(案)の65ページのほうで反映してございます。

次に、「流況」でございます。

現状と課題です。平常時、河川水が伏流する区間が多く、大川頭首工から下流部では日常的に瀬切れが発生し、特に高柳橋から中方橋間では年間平均200日以上瀬切れが発生しております。常包橋地点の平均湧水流量は $0.165\text{m}^3/\text{s}$ と四国の一級河川では最小でございます。

次に、目標でございます。河川水の適正な利用としまして、湧水時の被害を最小限に抑えるため、情報共有、情報伝達体制を整備するとともに、関係機関等と連携して水利用に関する調整を図ります。

実施内容でございます。

まず、「(1)適切な流水管理」です。河川水の利用に対して、安定した取水と流水の正常な機能を維持するために、河川の水量、水質等を把握し、適切な流水管理に努めます。関係機関と連携を図りながら、現状の複雑な水利用実態の調査、把握に努めます。

「(2) 湧水への対応」についてです。関係機関と水利用者等との流況等の情報を共有し、節水等の啓発に努めるなど、流域全体での取り組みに努めます。

次は、「水質」でございます。

現状と課題です。土器川全域が河川A類型指定となっております。下流部の丸亀橋で環境基準を満足しておりません。平成8年に支川古子川の浄化施設を建設するなど、水質の改善に努めております。

目標でございます。下水道事業等の関連事業や関係機関等との連携、調整及び地域住民との連携の上、より一層の汚濁負荷の低減等によって水質を改善し、全川における環境基準の達成を目指します。

次に、実施内容でございます。定期的な観測により水質等の状況を監視します。また、良好な水質を維持するため、「土器川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を通じて関係機関や地域住民等と一体となった取り組みを行います。

次に、「河川環境」でございます。河川環境に関する項目は、以下に示します から の4つの項目でございます。各項目ごとに現状と課題、目標、実施内容について説明します。

まず、「動植物の生息・生育・繁殖状況」でございます。

現状と課題です。まず上流域です。天川頭首工より上流の区間です。深い侵食谷が形成され山地溪谷の景観を呈し、河床勾配は100分の1以上と急勾配です。ヤマセミ・ムカシトンボ・オオダイガハラサンショウウオなどの重要種が確認されております。

次に、中流域です。大川頭首工から天川頭首工の区間でございます。川幅の狭い堀込河道で、岩河床で常時水域が維持され、河岸の河畔林と一体となった良好な河川環境が形成されております。多様な動植物が生息し、グンバイトンボ・アカザ・ニホンアカガエルなどの重要種が確認されております。現状の河川環境の保全に向けた取り組みが必要でございます。

次、下流域です。潮止堰から大川頭首工の区間です。流水が伏流して年間の半分以上の期間で瀬切れが発生し、レキ川原が広がり水生生物には非常に厳しい生息環境です。イカルチドリ・ミゾコウジュ・アブラゴケなどの重要種が確認されております。レキ河原及び瀬切れ区間に点在する貴重な水辺空間の保全に向けた取り組みが必要です。

下流汽水域です。河口から潮止堰の区間でございます。感潮区間で河口には干潟が広がり、河道湾曲部の砂洲にはヨシ原が出現しております。ヨシ原周辺の移行帯は生物の貴重

な生息・生育・繁殖環境となっており、ハクセンシオマネキ、ミサゴ、ハマサジなどの重要種が確認されております。干潟、ヨシ原の保全に向けた取り組みが必要です。

次に、目標でございます。

中流域の大川頭首工から国管理区間の上流端です。良好な水質の多様な水際・水域環境の保全及び治水に影響のない範囲で河畔林の保全に努めます。

下流域でございます。動植物の貴重な生息、生育環境であり、溜まり及びレキ河原の保全に努めます。ため池や出水と本川を結ぶ支川や農業水路等の「水路ネットワーク」との連続性や魚類の生息環境の把握に努めます。

下流汽水域です。動植物の良好な生息・生育・繁殖環境となっている干潟、ヨシ原を治水と調和を図りつつ、保全に努めます。

共通事項に関する意見で、「河川整備基本方針に対して河川整備計画は、より具体化する計画づくりをしなければならない」というような意見がございます。これにつきましては、土器川の河川環境の特徴を踏まえ、河川環境に関する具体的な項目を抽出し、現状の河川環境の保全に向けた取り組みを進めます。ということで、【素案】(案)の74ページから80ページのほうで反映をしております。

次に、実施内容でございます。

中流域です。治水事業の実施においては、掘削面を緩傾斜化するなど河道形状の改変による水辺環境への影響が最小限になるように配慮します。治水に影響のない範囲で河畔林の保全に努めます。

治水に係る意見で、「樹木伐採規模の表現として、河道の物理特性に応じた治水と環境のバランスに配慮した表現にしてもらいたい」といった意見がございました。これにつきましては、河道形状の改変による水辺環境への影響が最小限となるよう配慮し、治水に影響のない範囲でムクノキ・エノキ等の河畔林の保全に努めることとしています。【素案】(案)の74ページのほうで書かせていただいております。

次に、下流域でございます。

まず、「水辺環境の保全」ということで、環境水制工の先端に形成される溜まりは、その効果を注視しつつ水辺の保全に努めます。流域関係者と連携しながら、流域での調査や「水路ネットワーク」の連続性の把握とともに、魚類等の水生生物の生息環境の確保と保全に努めます。

2点目、「レキ河原の保全」についてです。動植物の生息・生育・繁殖環境として、特

に重要と考えられる区間については、増水時に自然営力による適度な河床の攪拌が得られるような対策を必要に応じて実施し、レキ河原の保全に努めます。

環境に係る意見としまして、「水路ネットワーク調査やホタルに配慮した対策をぜひ進めてほしい」といった意見がございました。これにつきましては、水生生物等の生息実態の把握に向けて「水路ネットワーク」の実態調査・把握を進め、河川のみでなく流域と一体の視点での環境保全に努めます。ということで、【素案】(案)の75ページのほうで反映しております。

次に、下流汽水域でございます。

まず、「干潟の保全」につきまして。治水対策の河道掘削に当たっては、適時モニタリングを実施しつつ、掘削の影響範囲を最小限とするとともに、水際から陸域までの移行帯のなだらかな連続性を保全し、汽水・海域特有の多種多様な生物の生息環境の保全に努めます。

2点目の「ヨシ原の保全」についてです。治水対策の河道掘削に当たっては、適時モニタリングを実施しつつ、治水対策の対策後の水際にヨシ原が再生できるよう、掘削面の緩傾斜化による縦横断連続性に配慮するなどの工夫や移植等により早期の回復を図ります。

環境に関する意見としまして、「下流部治水対策に当たっては、ヨシ原保全等の環境面に配慮してほしい」といった意見がございました。これにつきましては、下流部の治水対策として河床掘削や湾曲部の右岸側の引き堤に伴い高水敷掘削が必要となりますが、掘削面の緩傾斜化やヨシ原の移植等を行い、また適時モニタリングを実施しながら河川環境の保全に努めます。ということで、【素案】(案)の77ページのほうで反映しております。

「維持管理」でございます。河川水辺の国勢調査等、継続的なモニタリングにより動植物の生息、生育、繁殖環境の変化を把握し、実施項目を見直すなど適切に対応します。実施に当たっては、関係機関や地域住民との連携、協働を図ります。

管理に係る意見としまして、「河川環境について改修の影響を受ける箇所はすべてモニタリングすべき、対応方針に必ず『モニタリング』を入れておくほうがよい」といった意見がございます。これにつきましては、これまでの定期測量や動植物調査等の継続したモニタリングを実施しており、改修後のモニタリングも含めて今後も実施していきます。ということで、【素案】(案)の94ページのほうで書かせていただいております。

次に、河川環境の2点目の「河川景観」でございます。

現状と課題です。まず、上流域です。源流付近は三霞洞渓谷などの美しい渓谷景観がご

ざいます。

中流域です。堀込河道部では巨石が点在する岩河床を流れる水辺と河畔林に囲まれた水と緑の豊かな河川景観が見られます。

下流域です。沿川に開放的な田園風景が広がり、広い川幅を有したレキ河原とランドマークとして飯野山（讃岐富士）が一体となった河川景観が見られます。年間平均で200日以上の瀬切れが発生し、水のないレキ河原が日常的な河川景観の特徴です。

下流汽水域です。河道内から沖合にかけて干潟が広がり、砂洲にはヨシ原が繁茂し、潮の干満に伴い多様な水辺環境が見られます。

目標でございます。治水・利水・環境や地域の歴史や文化等との調和を図りつつ、地域の文化と風土に根差した土器川らしい河川景観の保全に努めます。

実施内容でございます。

中流域です。「水辺と河畔林が一体となった景観の保全」に努めます。また、「霞堤と河畔林景観の保全」に努めます。

下流域です。「レキ河原景観の保全」に努めます。また、「水辺景観の保全」に努めます。

下流汽水域です。「干潟・ヨシ原景観の保全」に努めます。

次に、河川環境の3つ目の「河川空間の利用」でございます。

まず、現状と課題です。

上流域です。三霞洞渓谷などの景勝地が近傍の温泉とともに観光資源となっており、豊かな自然を活用したレクリエーション等の利用が見られます。

中流域です。一部に河川敷が開けた河川空間があり、レクリエーション等の利用が見られます。

下流域及び下流の汽水域です。河川敷には公園や運動場が多数整備され、イベントやスポーツ大会の会場として利用されております。大規模自転車道では散策やジョギングなどの利用が見られます。旧霞堤の空間には親水公園を整備しており、自然環境や環境学習の場として利用されております。

目標でございます。「土器川水系河川空間管理計画」を踏まえ、適正な河川利用が図られるよう努めます。関係機関や流域住民等と連携して人々が貴重な自然や水辺空間との触れ合いを体験できる施策を推進することにより、人々が憩い、親しめ、学べる川づくりに努めます。

次に、実施内容です。

「(1) 河川空間の適正な利用促進」ということで、さらなる河川利用の促進のため、関係機関や地域住民等との連携、調整を図りつつ、必要に応じて利用機能向上を目的とした整備を行います。

2点目の「体験学習、環境学習の場の提供」です。土器川をフィールドとした学習の場の提供及び自然体験活動、環境学習の支援を行います。

環境に係る質問でございます。「河川利用の親水について、もう少し現状分析を行い、現状とどうつながりながら親水環境が利用できていくのかの方向性が欲しい」といった意見がございます。これにつきましては、土器川全域について、現状の施設や利用状況を具体的に示すとともに、国管理区間においては河川水辺の国勢調査で河川利用実態調査を実施しており、現状の河川利用状況を記載します。ということで、【素案】(案)の56ページから59ページのほうで記載をしております。

次も環境に関する意見でございます。「河川内にマラソンコースや新たな親水公園を整備してはどうか?」という意見がございます。これにつきましては、土器川の河川敷には多くの親水施設やこれを縦断的につなぐ大規模自転車道によるネットワークが整備されており、既存施設の活用を図っていきます。また、必要に応じて利用機能向上の整備を進めていきます。ということで、【素案】(案)の80ページのほうで反映をしております。

次に、河川環境の4点目、「流域と一体となった河川管理」です。

まず、「地域住民と協力した河川管理」です。地域住民へ河川に関するさまざまな情報を発信し、地域と連携した住民参加型の河川管理の推進に努めます。

「川に親しむ取り組み」でございます。子供たちの環境教育への積極的な支援を行います。水生生物調査や環境学習、自然体験学習の場の提供等を地域の方々と連携して推進します。河川環境に対する理解と河川愛護の精神を育てる機会の創出と充実を図ります。

管理に関する意見で、「ごみ等の不法投棄の問題があり、行政と地域住民の意見交換の場や住民参加による河川清掃や河川愛護活動の回数をふやしてほしい」といった意見がございました。これにつきましては、土器川では現在、河川愛護モニターや地域の団体等による不法投棄の監視や河川清掃活動など、地域と連携した住民参加型の河川管理を推進しています。今後とも河川管理の強化や河川愛護の普及啓発に努め、地域の意見を踏まえながら地域と一体となった河川管理を推進していきます。ということで、【素案】(案)の85ページ及び95ページのほうで反映をしております。

それから、環境に関する意見で、「子供たちがより川で遊ぶことができるよう親水性の向上や環境学習（親から子への伝承）の場、「生きている財産」の土器川を継承できるようにしてほしい」といった意見がございました。これにつきましては、地域と連携して河川体験活動、環境学習等の取り組みを推進するとともに、将来を担う子供たちに地域の財産として継承できるように取り組みます。ということで、【素案】（案）の95ページのほうで反映をしております。

次に、「今後に向けて」でございます。土器川流域の抱えるさまざまな問題を解決するため、地域住民、自治体、関係機関、河川管理者等が、土器川流域の情報を共有し、連携、協働して取り組んでいくことが重要です。また、教育、研究機関、行政等が連携し、科学的に十分解明されていない事項の調査研究を進めていきます。

「地域住民、関係機関との連携、協働」です。今後は地球温暖化に伴う気候変化の影響について検討を進めます。河川と流域が一体となり、河川環境保全に向けた取り組みを進めていきます。流域住民、市民団体、学識経験者、自治体、河川管理者等がおのおのの役割を意識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努めます。

共通事項に関する意見で、「行政管理境界を越えて、関係機関と連携することが重要な前提であり、河川のみでなく流域単位での計画としてほしい」といった意見がございました。これにつきましては、治水・利水・環境及び防災面で地域や関係機関との連携・調整は不可欠であり、あらゆる面で素案に反映をさせていただきます。ということで、【素案】（案）の96ページから97ページのほうで反映をさせていただきます。

次に、「河川情報の発信と共有」です。治水、利水、自然環境、河川利用等の情報を収集、整理し、共有できる施設整備、体制づくりを進めます。防災に関する情報については、地域、自治体、河川管理者等が協力して、リアルタイムの情報収集、共有体制について調査、研究を進めます。

「河川整備の調査研究」です。局所的な深掘れなどの研究や水循環に関する研究は、水利用実態を調査・把握の上、今後もさらに進めます。土砂の移動や堆積と河川やその周辺の動植物の生息、生育、繁殖環境の関係などについては、科学的に十分解明されていないため、今後も教育、研究機関、行政等が連携し、調査、研究を進めていきます。

共通に関する事項の意見として、「地球温暖化に伴う気候変化を踏まえ、ゲリラ豪雨や将来の降雨予測等を収集した検討や計画の見直しはあるのか」といった意見がございました。これにつきましては、現在地球温暖化に伴う気候変化による豪雨等に関する検討が全国的

に進められており、今後、その結果を踏まえ、必要に応じて対応していきます。ということで、【素案】（案）の94ページから97ページのほうで反映させております。

それと環境に関する意見で、「瀬切れの発生について、取水の影響が考えられるとともに、地下の地質構造等も含めて、その原因を検討されたらどうか」といった意見がございます。これにつきましては、本整備計画において、まず瀬切れの発生実態のモニタリングや複雑な水利用実態の調査・把握を進めていきたいと考えております。ということで、【素案】（案）の96ページから97ページかけまして記載をしております。

以上が今回皆様方に提示しました「土器川水系河川整備計画【素案】（案）」についての概要でございます。長時間ありがとうございました。

6．質疑応答

司会

それでは、これまでの説明に対する質疑応答に入らせていただきたいと思います。ご意見、ご質問のある方は挙手し、お名前、市町までのご住所を述べた上で、ご意見、ご質問のほうをお願いします。

それではお願いします。どうぞ。

まんのう町AAさん

トップバッターになりましたけれども、ちょっと2点お尋ねと提案をさせていただきますが、親水、親しみの水。

司会

済みません。お名前と。

まんのう町AAさん

そうですか。済みません。まんのう町の と申します。

ということで、まんのう町の地域の話をしてもらいますけれども、私の位置するところは河口から11km、先ほども図面を見たら出ておりましたけれども11kmのところ、丸亀からまんのうに入ったというぐらいに位置するところです。左岸、西側になりまして、県道で言えば、岡田善通寺線の垂水橋の上流、それから南は県道長尾丸亀線の乙井大橋から下流のちょうど中間ぐらいに位置しておりまして、目印としては右岸に土器川碎石という碎石場がございますが、その対岸のほうで暮らしております。

土器川とは大変なじみがありまして、私どもは高篠の私どものほうのお宮さん側の川の東にありまして、御神輿が秋には土器川を渡っていくというような由緒あるところでございまして、私どもは土器川に対して大変親しみがあり、唯一私らが生活するところで自然が一番残されているところだというようなことで、マザーネチャーと呼んだりもしております。最近覚えた英語ですけれども、マザーネチャー、もうそのとおりだと思いません。そういうところです。

そのために土器川の中へ、河川敷におりるのについても、御神輿がとおるわけですから、大変おりやすくスロープになっておりますし、またちょうど堤防の拡幅工事をしたときに、工事の関係で左岸の御旅所が内側にあったものを外に持っていただいたり、それでのり面が奥に行くとるために、広くなったのでそこに車もとめたりというようになってるわけです。

そこでお願いがあるのは、やはり親水、親しみの面でその場所から南、上流方面の河川敷に、グランドゴルフの用地を認めてほしいというのが私たち住民の願いでありまして、前後にもありますが、なにぶん高篠のエリアにつきましてもお年寄りがふえるだけ、そういうグラウンドゴルフの会員もふえまして、いろいろ場所を探しても、なかなか団地がふえてそういう空き地が少ないもので。

皆さんが目指すところは、やはり親しみのある土器川が一番いいのではないかとということで、最近幸いにも先ほど伐開の写真が出ておりましたけれども、ちょうど自転車道路と堤防の間に立ち木がたくさんあったのですが、去年きれいにさっぱり伐採していただいて整地されております。これから放っておけばまた木も生えてきますけれども、グランドゴルフといえば、花崗土を入れて平坦にすれば済む話なので、施工管理も楽ですし、お金もそんなにかかる話でもないし、構造物ができるわけでもないので取り組みやすい話でないかと思しますので、どのようにしたらそういう手順を踏んでできるかよくわかりませんが、私たちの親しみのある土器川でグランドゴルフの、そういうお年寄りもまたこれから若い人も、そういう場がとれるようなところを、車もとめやすいし、スロープもあって河川敷にもおりやすいところがありますので、ぜひそういうところにひとつ計画を見ていただきたいと思うこと。

それともう一つは、管理の面でもう一点だけお話をさせてもらいますが、管理ということで除草のことです。

大変不思議な話がありまして、先ほど大規模自転車道という話がありましたけれども、

これにつきまして管理は県がやっているわけでした、実際の話、県道丸亀琴平観音寺線という名前がついているとおり県道です。皆さん案外知られていないので、この管理の仕方が国と県が両方一緒になっているところが高篠にあるんです。不思議なことに。

乙井大橋の左岸の上流から下流の約1kmにわたりましては、河川敷に自転車道路がないので堤防の上を併用しております。そのために除草のやり方がちょっと変と申しますか、どう考えてもおかしいと思うところがあるのです。

というのは、国は堤防のり面をきれいに刈ります。そうすると、堤防の上の1mだけを残しているわけですね。なぜ残すかといいますと、自転車道は県の管理だから両サイドの1mは県が管理するということで必ず県が刈ります。ということで、県が刈る業者と国が管理して刈る除草の業者は違うわけでした、また施工する、除草の工事をする工程も違いますので、当然国がきれいに堤防のり面を刈っても堤防の上をわざわざ1m残している状態があります。これは本当に異常な光景でした、国と県との違いを皆さんは、私は調べて初めてわかるわけなのですけれども、多くの人はそれを知らないわけですから、国が堤防のり面をきれいに刈ってもわざわざ堤防の上の両サイド1mを残してるんですね。本当に異常な話なんです。

これは国の信頼を損なう話ではないかと思うんです。これが平然と何年も続いているのですよ。ということは、皆さんがそれを知らないから私は言っている話でありまして、知っていたらすぐ改善できる話じゃないかと思うんですよ。幸いにして、こういう場でこういう説明をさせていただけるので、私はありがたいと思いますけれども、ぜひそういう管理の仕方を考えていただいて、国と県が話し合えば、意地を張らなければ、知らないからこういうことが起きるのかもわかりませんが、お互いに話し合ったら改善できる話なんです。住民は本当に不思議なことが起こるとなると皆さん、そう思っております。国がわざわざ1m残してまで刈るほうが難しいんじゃないかと、皆さん、そのように言っております。

ぜひ、それを十分把握していただいて、確認していただいた上で、早く改善して国や県や言わず、管理の草刈りぐらいのことは。残ったら、それだけきれいに堤防のり面が刈れていても、歩いている人はいつまでたっても1m残ってるから、大きな草は横に倒れてきますので住民は不便なんですな。本当に利用者にとってはえらい迷惑です。だから、それを早く実態を調査していただいて、そんな無駄な管理がないように取り計らいをお願いしたいと思います。

以上、2点のことですけれども、よろしく願いいたします。

事務局

事務局の といいます。よろしく願いいたします。

1点目のグラウンドゴルフの件については、現状をまた見させていただいて、可能性があるのかどうかというのを我々のほうで見させていただきたいと思います。

そして、2点目の除草に関しては、やはり基本的には道路管理者と河川管理者が情報を取り合って、同じ時期に除草作業がやれば、本当にいいのです。それで、そういうような努力はしているつもりです。

ただ、そういうふうに部分的にそういう情報がうまく伝わってなくて残ったりした部分については、申しわけなく思ってます。

今後またそういうご意見等がありましたら、香川河川国道事務所なり土器川出張所なりに言っていただければ、また改善していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

司会

よろしいでしょうか。

まんのう町AAさん

はい。

司会

ほかにご意見ございませんか。どうぞ。

丸亀市ABさん

今の方のもっと北側、9.4kmのところから土器川生物公園の近くに住んでいます。

防災ステーションというのが8.8kmのところにあるのですけれども、何でこんなにメートルに詳しいかという、9.4kmと団地の出口のところに標示があります。セメントでできた木のくいのような標示「9.4」と書いてあります。それから、昔、多分20年前、住んで23年になるのですけれども、昔は牛舎があったところと国の管理地の境界に10cm角の四角い小さな石が20年前にありました。さらに7年ぐらい前に、斜めの線で座布団ぐらいの大きさの「国土交通省河口から9.4km」という標示も同じところにあります。さらに3年前に、このドッキー君とマコちゃんのマークのついたピカピカ光る立体の標示がまたできました。それは「9/400」と書いてあります。初めは、今まで河口からの距離だったから、今度は高さの標示があるのかなと。普通、高速道路とか走ると、スラッシュだと高さとか

カーブとか斜度ですよね。けど、よく四角を見たら、やっぱり9.4kmの、要するに河口から9.4kmですというのが、この2つのテーブルの範囲に4つあります。多分、この10年で3つが続けてできたと思うのですけれども、お金を使うのにこんなことのために使っているのというのを、最後のドッキー君のピカピカの標示ができたときにすごく思いました。

土器川生物公園は、それこそできたときは余りに人工的な感じがして、本当はあそこはすごくたくさんの鳥がいたのですけれども、もう一斉にいなくなりました。でも、やっぱりそれも10年たつと今度はだんだんに回復してきて、ことしはマヒワという鳥も1500羽も会えるようになったのですけれども、管理の仕方、管理と環境のところだと思うのですが、鳥がこの3年ぐらいにすごくふえた1つには、河川敷のところで毎土日に朝6時からグライダーを飛ばしていた団体があるのですけれども、その方たちに対する丸亀市が出した看板が立ってから、その人たちがいなくなって鳥が来るようになったんです。

私たち、ゴミもたくさん捨てられているのを見ます。缶やペットボトルぐらいだったら私も拾って帰ったりはしていますけれども、ゴルフをする人もいます。そんなときにどこに通報したらいいかなと思っても、そういうご標示みたいなものがなくて、こんな同じこの範囲に4個も標示をつくるのだったら、その丸亀市が立てた「グライダーを禁止している地域です。していた方は丸亀市の何番何々に通報してください」という看板1つでその人たちはいなくなったのだから、やっぱりその辺の通報の仕方になるようなものとか、もっと実際に役立つようなものをつくっていただかないと、何かあの看板が乱立しているのがまた200mごとにずっと河口から多分あるんですよね。何百万円ではきかない金でつくっていると思うので、本当の意味の見栄えだけではない環境のあり方とか守り方とか整備をしていただきたいなというふうに思います。

司会

済みません。遅くなりましたけれども、お名前を。

丸亀市ABさん

丸亀市の垂水の と申します。

事務局

事務局の と申します。

垂水の土器川生物公園のところの看板の話なのですけれども、私どものほうの河川管理の基本として200mごとの測点というのを決めているのです。200mごとに左右岸に四角い1m角で四角コンクリートの20cmぐらいの高さのものがありません。それが河川管理の基準

です。それはずっと前からあります。そこをわかるようにということで木の看板、擬木の看板を以前に設置していると思います。それは主要な箇所だけです。

ですから、今までに交通事故とかぶつけられて壊れてしまったものがありまして、それでわからないようになってきたんです。それでは一般の方の通報とか何km何ぼのところにゴミが落ちてますわという話を電話とかでいただくのですが、そういうときのために、やっぱり何km何ぼというのをきちっとわかってもらわないといけないということで、看板をさせてもらったんです。それが200mごとにつけれるところをつけているという格好です。

金額のほうは何百万というほどの金額は出てない、そういう簡易な看板をしております。そんな感じでございます。

丸亀市ABさん

でも、やっぱり3個は要らんでしょう。

事務局

いや、3個はついてなかったと思います。

丸亀市ABさん

あります。

事務局

最大2個ですよ。

丸亀市ABさん

写真を撮ってきています。

事務局

だから、もともと距離標自身は前から設置されていて。

丸亀市ABさん

それを入れたら4個です。

事務局

いや、あそこは多分距離標が2カ所あるんですよ。距離標を移設しているのです。

丸亀市ABさん

あるある。写真を撮ってきているから。

事務局

まあ、何カ所か複数。まあ、それはまた見せてください。

事務局

それともう一つあったのは、もし何か違法行為等があったらどこに連絡したらいいかという話なのですけれども、基本的には土器川生物公園の中は丸亀市の管理になるので連絡先は丸亀市になります。堤防等の上から斜面等になって河川管理をやっている区域になりますと、それは土器川出張所のほうに連絡していただくようになると思うのですけれども、もし連絡先がちょっとわからないということであれば、あと看板等を設置するのを検討していきたいかなと思っております。

丸亀市ABさん

また、それはもうきちんとした物をつけないで、今どきなので何かとかマーカーとか小さいのでいいので、なるべく本当に何かこんなつくったら目立つよみたいなのは要らないと思うんです。

事務局

一応、草等が生い茂ってきて視認できにくい場合があるので、ちょっと高めにつくったりはしているんです。だから、そういう部分を考慮しながら、なるべくわかりやすいところに1箇所程度で、もし可能であれば看板掲示等を考えていきたいと思います。

そのような答えでよろしいでしょうか。

丸亀市ABさん

はい。

司会

ほかの皆様、ございませんでしょうか。済みません、先にこちらの方。どうぞ。

まんのう町ACさん

まんのう町の と申します。住まいは中流域の上流、天川の手前2 km付近なのですが、でも、そこで生まれ育って職場は丸亀なので、毎日のように土器川の堤防を行き交いするわけです。

成人する前から単純に不思議に思っていたのですが、長炭橋の下流に大きな堰があります。これは多分、土器川右岸土地改良区とか亀越池の水利の関係の方が綾歌・飯山の方面の方のためにというか、その方の水利の堰だと思うのですが、亀越池が土器川に流れ込むまでには相当な水量があるわけです。あの長炭橋の下流の堰ですべて打越を通過して綾歌のほうに水が行っているのは、毎日のように通れば目で見てわかることなのです。祓川、高篠のほうとか丸亀のほうにも水利があるのに、なぜあそこですべて上流から来るものも取ることができるのか、単純に常に不思議に思っているのです。

中流域にいわゆる生態系、ウナギとか遡上できないような状態になる瀬切れの区域と期間が相当長くあるのですけれども、資料 - 4 の22ページにありますように、先ほど言った長炭橋の下流の堤防の幅を補強する工事をするとき、その水利と話し合いをして魚道をつくれないものか。それをすることによって瀬切れの期間と区間というのが短くなると思うのですよ。その下流の水利の方も常識的に考えて亀越池より上流の水量をある程度は確保できるのではないかなど。単純にこういうふうと思うのですけれども、その辺の協議、資料の中にも今後続けるようなことがありましたが、どういうふうにお考えなのかということ。

事務局

パワーポイントの66ページをごらんになっていただけますでしょうか。この円グラフが右のほうにあるパワーポイントの資料ですね。

その66ページを見ていただくとよくわかるのですけれども、これが土器川の特徴でございます。農業用水、水道用水をすべて合わせて84件の水利があるわけですけれども、河川管理者が取水実態を管理できている許可施設というのは、農業が1つ、水道のほうは5つ、すべてで6つしかない。残りの70幾つかは取水実態もわからないというのが今の現状でございます。

先ほど質問にあったのは、多分大川頭首工よりも上流では豊富な水があるのに、その下流ではもう流れていないという実態ということだと思います。その農業用水の慣行水利の76件の中に大川頭首工も入っているということでございます。そういうことがありますので、整備計画の中でパワーポイントの68ページに示しているわけですけれども、「関係機関と連携して水利用の実態の把握というものに今後努めていきましょう」というのが今回の整備計画の目標でございます。まずは、そこから始めるしかないのかなというふうに思っております。

まんのう町ACさん

どうもありがとうございました。

私のほうの水利と満濃池土地改良区のほうの水利とは話し合いをして、御存じのように満濃池のほうに決まった取り決めのもとに水が行っているようなので、そういうことを参考にさせていただいて今後うまく話し合いをしていただいたらと思っております。よろしく申し上げます。

事務局

この整備計画の中で大川頭首工というのが流下能力を阻害している施設という位置づけにもなっておりますので、その改修のときには、そういう水利の話も出てくるのではないかなというふうに考えています。

司会

それでは、先ほどの真ん中の方。

丸亀市ADさん

私は蓬萊橋から丸亀橋の間ぐらいの西側にあります土器町高津の と申します。

土器川のこの治水云々については、これから二、三十年後までのことを今回考えるというのは、内容としては抽象的ではありますがわかりました。

ただ、この土器川に流れ込んでいる清水川と古子川の地域に私の部落は所属しております。私は、この土器の高津に住みましてもう50年、60年になるのですけれども、そのころからも土器川もさることながら、それから50年ほどたっても相変わらず台風のときには、古子川、清水川が土器川に流れ込むことが完璧でないものだから、我が部落の洪水というか浸水を心配しております。

ということは、何を言いたいかといいますと、土器川のことに関して国土交通省は国の一級河川なので、当然それに対する整備は考えられていると思いますけれども、それに流れ込んでいる清水川、古子川の地域についても、これからも十分な治水がどのようになされていくのか、そういうことを具体的あるいは抽象的でもいいですから、お答え願いたいと思います。

事務局

事務局の と申します。よろしく申し上げます。

私どもは今言われましたように土器川を管理しております。清水川と古子川は県のほうが管理しておりますので、申しわけございませんが、その整備内容については私どもが把握しているところではありません。ちょっと申しわけないのですが、私もすべてを知っているわけではないので、どのぐらいの流量に対してどういう整備を進めていくかということとは、私のほうで申し上げられない、ちょっと把握してないです。

私どもも今、香川県といろいろ話をしながら、この土器川の整備計画を策定しようとしております。その中で、今回こういう皆様から私どもに意見をいただいたものにつきましては県のほうにこういう話がございましたと、住民から意見が出ましたということは的確に伝えまして、県のほうでいろいろ対応なりしていただくように情報を伝えていこうと思

っております。

申しわけございませんけれども、その詳細につきましては私どもではちょっと把握しておりません。

丸亀市ADさん

そしたら、ちょっとつけ加えさせてもらいます。これから先、20年、30年を目標にして今回の整備されているということは、その20年、30年後の整備の中において、清水川と古子川が土器川に流れない、清水川と古子川がはん濫するようなことはないという前提に計画されているかどうかの確認をお願いいたします。

事務局

今の答えでございますけれども、土器川自身の整備規模、また古子川での整備規模、県と国と整備規模というのは、やはり県におきましても10年、20年、いろいろ何年先を見てこういう計画でやっておりますよという話があると思います。私どもは30年先を見て今回の流量を安全に流せるということを考えております。30年後に清水川がどういう状況かということは、また県のほうに確認をさせていただきたいと思います。そこら辺は県に確認させていただくしか、私どもはちょっと今のところ資料を持っておりませんので。

丸亀市ADさん

ここの整備計画【素案】(案)の27ページの表 - 2.1.6の「国管理排水門一覧」というのがございます。この中に古子川の樋門ですかね。ここにあるのですと、ここにたしか今現在ポンプが据えられていますよね。あれは国の管理ですか、県の管理でしょうか。

ということは、それはあくまでも古子川にたまった水が要するに古子川を越えないためにあれを整備されたんだと思います。そういう意味で、あれが県だったら県のほうにお願いしないといけないことだし、あれが国の管理だったら、要するに古子川がはん濫しないためにやっていることでしょうかから、そういうものを清水川にもまたお願いしたいというのが要望でございます。

事務局

事務局の といいます。

清水川・古子川については、先ほどから申し上げているように、県管理河川ではありますが、過去に清水川・古子川のほうで大規模な浸水があったということで、国のほうで古子川・清水川を合わせて水を少しでも汲み上げて、浸水被害を少なくしようということで国のほうで救急排水ポンプを設置させていただいています。

清水川・古子川の計画規模等については、こちらのほうでどうするという事はできないのですが、少しでも地元の被害を救おうということで、我々にできるのは救急排水設備という名目で設置させていただいてます。しかし、今後も浸水等によってつかる場合がございますので、さらにあのようなポンプ場の施設を設置するというのは大分難しくなってきましたので、我々のほうもポンプ車というもので、微々たるものにしかならないかもしれませんが、地元からの要望があれば、ポンプ車を持って行って少しでも水を排水するというような体制を整えようと今しております。

ということで、排水施設そのものは国のほうで少しでも地域の被害を少なくしようということで設置はさせていただいていますが、清水川・古子川そのものの改修については、先ほども言いましたように国に権限がないために対応できませんが、地元市町村のほうから依頼があれば、ポンプ車とかを持って行って少しでも被害を少なくしようということで、自治体と協力しながら対応するというのが今回の整備計画の骨子にもなっております。

地元のほうでそういう意見があったということについて、先ほど事務局の　　のほうからあったのですが、県のほうにそういう趣旨を伝えさせていただくというのは、我々存分にやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

丸亀市AEさん

今のことに関連しまして、私は、今の　　さんの隣に住んでおります土器町西5丁目の　　といたします。

12月14日の「住民の意見を聴く会」の折にもちょっとお話し申し上げました。我々の村、高津は、まあ、うちのばあちゃんが今現在86です。それで、16年の台風の折に初めて村中へ20cmほど浸水しました。これははっきり言わせて古子川がはん濫したためです。それまでうちのばあちゃんはずうの家がつかったことなかったと。これが現実です。このことを十分に県と協議していただいて、今後の河川改修の参考をお願いしていただきたいと同時に、今の河川ポンプですか、そのときに、自動車ポンプという何か移動性のポンプということをおっしゃられていましたが、そういうオーダーで間に合うような水量ではないと思います。その点だけはっきりお願いしたいと思っております。

以上です。

事務局

一応、すべてがすべて浸水しないようにするというのは、今の状態では難しいと思うの

ですが、少しでも水位を下げるという方向で我々の範囲内でできることはやらせていただきたいと思ってます。我々のできる範囲内でやれることはそういうことしか今残ってませんので、それはやらせていただきたいと思います。

それから、根本的な清水川・古子川の改修については、やはり県の管理ですので県のほうにこういう意見があったというのは伝えさせていただきたいと思います。

それでよろしいですかね。

丸亀市AEさん

わかりました。

また今後、村中に水が見つかるということがあれば、市町村を通じて、前回も一度丸亀市長さんを通じて県の河川課のほうへ古子川の改修はお願いして、幾分かの対処はしていただきました。また今度そういうことをお願いしたいと思います。

いいです。どうもありがとうございました。

司会

ご意見ございませんか。奥の方、どうぞ。

丸亀市AFさん

丸亀市の と申します。

先ほどパワーポイントで「親から子への伝承」というお話がありましたけれども、私の親が垂水に住んでたころは、川沿いに森があってホタルが舞って、ハツタケがとれたと言うのですが、私はハツタケも見たことがないし、ホタルが飛び交っているのも見たことないです。それで、親が河口で潮干狩りができたというのも聞いたのですけれども、私は生まれてこのかた、土器川で潮干狩りをできると想像したこともありません。

よく船に乗せてもらって海の話聞くのです。海も魚が減っていると言うのですけれども、海の生態系が一番豊かなのは河口のはずなのですが、土器川の河口を見てみると鳥が二、三十羽ぐらいしかいないですね。餌がないから鳥も来ないんです。森は海の恋人とよく言われておりますけれども、森と海をつなぐのは川だと思うのですが、栄養が全然流れてこないで海でも魚が減っているのだと思います。

垂水で森が伐採されて、今は堤防の近くが宅地化されているのですけれども、洪水を恐れるのだったら、そんな堤防の近くに家を建てるべきではないと思うのです。私が望むのは親が知っているような豊かな川が戻ってきてほしいと思っております。

以上です。

事務局

ご意見ありがとうございます。豊かな川を取り戻すように、我々も水環境の調査と、啓発というのでも少しおこがましいのですけれども、みんなきれいな川に向けて取り組みましょうという呼びかけもどんどんやっていきたいと思ってますので、皆さんもお気づきの点とかがありましたら、またご意見をいただけたらと思います。ありがとうございます。

司会

今のでよろしいでしょうか。

ほかにごいませんか。ないようですので。

ああ、どうぞ。

丸亀市AGさん

特に、土器川がどうということではないのですけれども、河川敷がたくさんあって丸亀市民の皆さんありがたく利用させていただいております。本来の目的、河川敷というのは何でしょうか。あって便利よく使わせてもらっているのですが、どこの川にも河川敷はあるのですね。これは堤防の補強とか保護とか何かのためにあるのですか、それとも。

事務局

土器川の場合ですと、パワーポイントで説明した内容でもあるのですけれども、全国でも有数の急流河川であります。そういうところで一枚のりの堤防で護岸が壊れかけたときに一気に堤防の決壊まで至るといような現象になります。そういうことで土器川のような急流河川の場合は、河川敷があって低水護岸、複断面化ということをやっております。それで、その河川敷という部分を平常時に一般の方に利用してもらったりとか公園として利用してもらったり、土器川の場合ですと自転車道をそこに設置したりということで、利用させていただいているということです。

事務局

もう少しわかりやすく言えば、河川敷というのは川が流れたときに、土器川の場合は急流河川なので河岸が削れると のほうから説明したと思うのですが、その河岸が削れても本当に守らなければいけない堤防が崩れないようにするための「削りしろ」だと思ってください。河川敷の幅が長ければ長いほど削りしろが多いので、堤防そのものが守れますよというための、もともとは河川敷なのです。ですから、河川敷の上をそのまま利用できるのでしたら、平常時に利用してもらっても構わないのですけれども、出水期においてはもともと水が流れたりそういう削れたりする削りしろなので、もし河川敷の上を使うので

あっても当然削れてなくなるのを前提で考えて使ってくださいということで、我々はいろいんな方にお貸ししているというのが現状です。

丸亀市AGさん

はい、わかりました。ありがとうございました。

司会

済みません。お名前を。

丸亀市AGさん

土器町の と申します。

それから蓬萊橋周辺、丸亀橋の間ですか、この図面で見たらものすごい川幅が狭いようなのですが、30年ではなしに近い将来、何か整備計画とかあるのでしょうか。

事務局

具体的に何かすぐに対策するかという意味合いですか。

丸亀市AGさん

30年というと長過ぎるので、近い3年、5年とか10年とかで何かあるのでしょうか。

事務局

まず我々、整備計画を策定して、その後に具体的に事業化といって各箇所ごとに予算を要求していくわけなのですね。そういう流れの中で、どのタイミングというのはなかなか難しいのですけれども、地域をより早く安全にするために頑張っていきたいとは思っております。

済みません。中途半端な回答ですけれども、思いとしてはそういう思いでやっていきたいと思っています。

丸亀市AGさん

ありがとうございました。

司会

そろそろ予定の時間となりましたが、もし何かあれば最後に。ございませんか。

それでは、予定の時間となりましたので、この辺で質疑応答を終了させていただきます。

8 . 閉会

司会

参加者の皆様、本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。本日いただきましたご意見等につきましては、十分に検討いたしまして今後の土器川水系河川整備計画にできる限り反映させたいと思います。

また、あすの10時から同ホールにて第2回土器川関係市町長の意見を聴く会も開催いたしますので、奮ってご参加ください。

なお、お手元の配布資料にあります意見記入用紙にご記入されていた方は、受付の改修箱に投函していただくようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第2回土器川流域住民の意見を聴く会を閉会いたします。どうも長い間、本日はまことにありがとうございました。

〔午後 8時54分 閉会〕